会津若松市政だより

発行所
福島県会津若松市栄町
会津若松市役所
編集兼発行人　丸山太郎
定価　5.00
10月号

## 九月定例市議会

—9月30日招集—

# 学校及びケーブルカー建設

## 一般予算追加額一億二百万

九月の定例市議会は三十日午後一時に市役所議事堂に招集され、提出された案件追加予算外五三件について会期九日間に亘り審議され、それぞれ議決を見ました。その案件の主なる内容は次の通りであります。（議会事務局）

### 予算追加額

**歳入面**

予算の歳入面に追加計上された主なるものは

▽市民税　七、五八九千余円
▽国庫補助金　一〇、〇三五千余円
▽県負擔・補助金　一、七九八千余円
▽寄附金　三、七四三千余円
▽繰越金　二、〇〇〇千円
▽雑収入　九、一〇八千余円
▽市債　五七、三〇〇千円
▽繰入金　二、二〇〇千円

**歳出面**

事業及び設備其の他補助関係の主なる追加予算としては

▽ケーブルカー架設費　四九、〇七三千余円
▽二中校増築費　七、〇九九千円
▽四中校屋体新築費　八、一二二千円
▽一箕中学増築費　五、四七五千円
▽日新小校屋体新築費　三、八〇〇千円
▽重要幹線街路事業費　四、九八九千余円
▽学校用ピアノ購入費　八九三千余円
▽自動車ポンプ購入費　三、八〇〇千円
▽各学校修繕費　一、〇五五千円
▽建物買收費　三、〇〇〇千円
▽各種産業振興補助金　一、〇〇〇千円
▽各種援護補助負擔金　一、三七〇千円

### 国有林野拂下げ

**新市建設の財源に**

新に合併した市においては合併促進法により新市建設計画の財源に充てるため、国有林野の拂下げを受けることができる特典があるので、今議会において議会の総務常任委員会が本問題を所管し、検討の上これが拂下げの促進を図ることに議決されました。

### 電力料金

**地域差設定**

電源開発の蔭に多くの犠牲を拂つている電源地帯に對し、特にその恩典として地元に〝安い電力を與えよ〟と云う声は、只見川本流貫徹と同時に起り、多年本市を中心とし全会津一丸となつてこれが実現運動を展開して参りました。

これがため、改選後の議会においても引続き運動態勢を整え、電力料金地域差設定の推進策を講ずることに議決されました。

**委員の顔ぶれ**

鈴木政茂・小川喜一・田中江・渡辺重蔵・竹内門・大島忠左エ・成田延八・馬場尚・猪俣良記・渡部静一・五十嵐豊作・二瓶頼江

### 人口動態

（10月1日現在）

| | | |
|---|---|---|
| 世帯数 | | 18.922 |
| 現在人口 | | 97:890 |
| | 男 | 46.985 |
| | 女 | 50.905 |

（9月中）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 出生 | 159 | 死亡 | 69 |
| 轉入 | 384 | 轉出 | 330 |
| 婚姻 | 43 | 離婚 | 11 |

### 舊聯隊内を拂下げ

**学校・住宅・商店街に整備**

国有地である旧聯隊内を市で拂下げを受け、都市計画に基き、二中の校舎拡張或は住宅及び、商店街を建設することに議決されました

### 市全域に亘り國民健康保険を計画

本市全地域に亘り、市民の健康保険制度を設定するため、議会においても厚生常任委員会が主体となり、調査検討を加え、これが計画を進めることに議決されました。

### —請願—

**市民からの請願今議会で六件採択**

今議会に市民から直接提出された請願は〝神指町稲本地区の用水堀改修方〟を始めとし、〝第三中校舎増築要望〟〝栄町西分地域に特定郵便局設置方〟〝養蚕業振興に對する補助金交付方〟〝米代一丁目用水路整備方〟〝甲賀町旧鐘撞堂の保護管理方〟等でありました。以上六件は十月八日の議会において願意の趣旨当然と認め、何れも採択とされ、地元の要望に副うよう取計ることに議決されました。

### 危い！火事場の彌次馬

去る四日大町名子屋町相沢さん方の火災の際、折角坂下町の消防車が応援に来る途中、神指町地内に於て消防車に触れ、御気の毒にも死亡された方がありました。

火災の際、消防車が来たなら、道を歩いておる人も、自転車に乘った人は降りて又自動車、牛馬車など道側に寄り添つて停車し、消防車に限り、責任を負はなくとも済むことになる場合もありますから、特に御注意をお願します。併し消防車を運転する者も如何に優先通行を願ます。（消防署長）

車が通過するまで動いてはいけない規則になつており

### 援護法の一部が改正されました

**詳細は市福祉事務所へ**

戦傷病者戦歿者遺族等援護法は、去る八月八日法律第百四十四号を以つて、十月一日より左記の通り一部改正されたので、該当者は請求の手続をして下さい。なお細部については福祉事務所、又は各支所へお尋ね下さい。

**一、恩給法について**

1、恩給、扶助料の額は、一般公務員なみに増額されました。（増額の請求は不必要でそのまゝ切り換えられる）

2、一年以上七年未満の在職年の通算を認めれば、普通恩給権を取得するものには、これを認められるようになりました。

3、戦犯服役期間を在職年とされました。（服役期間の傷病は公務傷病とみなされる。）

4、公務死の範圍を拡大されました。（遺族援護法の改正と同趣旨）

5、終戦時の特別事態における責任自殺を公務死とみなされます。

**二、戦傷病者、戦歿者遺族等援護法について**

1、遺族年金の基本額を三万五千二百四十五円に増額されました。（旧二万七千六百円）

2、軍人が、昭和十六年十二月八日以後、戦地に於て負傷し、又は病気にかかつた場合、明らかにその事由が公務によらないと判明しているものを除いて、これにより死亡したものの遺族には、遺族年金、弔慰金が支給されることになりました。

3、弔慰金は戦歿者の三親等内の遺族にも支給されることになりました。

4、戦歿者の死亡後昭和二十一年二月一日以後、遺族以外の者と養子縁組したその妻、子又は孫が昭和二十七年四月三十日前に離縁しているものには遺族年金が支給されるようになりました。

5、自昭和十二年七月七日至昭和十六年十二月七日の間事変地に於て、戦時災害により負傷し、又は病気にかかつた軍属には障害年金（又は障害一時金）を支給し、これにより死亡した軍属の遺族には遺族年金を支給されることになりました。

6、特別弔慰金を事変地、又は戦地勤務の軍属（陸海軍部内の文官を含む）にも支給されます。これは昭和十二年七月七日以後に於て、戦時災害によらないで負傷し、又は病気にかかり、これにより昭和十六年十二月八日以後に死亡した軍属の遺族（自昭和十二年七月七日至昭和十六年十二月七日の間に死亡したことが、昭和二十年九月二日以後に判明したものを含む）に對して弔慰金の支給對象とされました。

7、軍人、軍属（陸海軍部内の文官も含む）の終戦時の特別事態による責任自殺は公務死とみなされるようになりました。

8、満洲開拓青年義勇隊員が、自己の責に帰しない事由で負傷又は病気にかかり死亡した遺族には弔慰金が支給されることになりました。

### —建議案—

**テレビ中継放送局誘致等九件**

**議決により運動展開**

テレビが最近急に普及度を高め、これが教育文化の発展に大きな役割を果しているところから、当市にテレビの中継放送局を誘致しようとするものであります。幸にして、県内においては他の市よりもテレビの受像感度がよく、有利な条件下にありますので、議会において、これが誘致運動を展開することになりました。

更に、運動すべき問題として採りあげられ、議決された建議案は次の通りであります。

①会若松放送局を三種局に昇格方の運動
②県立会津女子高等学校移転改築促進運動
③県立女子高等学校生徒の定員増加運動
④積雪地方のスキー場建設に對する起債補助獲得運動
⑤背炙山一帯を県立公園に指定方の運動
⑥積雪寒冷地帯に對する現行米穀検査規格引下げの運動
⑦湊町西田面・崎川浜・原・に通ずる道路を県道に編入の運動
⑧野岩羽線（米沢・喜多方・会津若松・田島・今市・宇都宮）鉄道全通促進運動

### 東洋第二のロープウエー

**背炙山光あびる脚**

東山温泉から背あぶり山頂へロープウエー（空中ケーブル）が架設されることにこの九月市議会で決つた。但し架設費は起債によるので、着工は当分遅れる見込みである。

1、この空中ケーブルは、長さ一五〇〇米、高低差四〇〇米で、完成すれば八分で登山出来（徒歩二時間）東洋第二のロープウエーとなる。

2、背あぶり山頂は御承知の通り南北六粁に及ぶ草原地帯で、特につつじが美しく、山頂からは、前に全会津平野、後に国立公園磐梯山、猪苗代湖を一望のうちに眺め得る景勝地であるから、絶好の観光地となる。

3、湊町から背あぶり山頂にバス道路を作ることはそう難しくない。そうすれば湊町はもとより、磐梯高原や福島、郡山からの交通は、離路滝沢峠を経なくともよいから距離的に時間的に大変短縮される。

4、スイスやアルプスで生れたロープウエーは多くは特に活躍する。背あぶり山頂へ簡単に登れるなら、山頂は素晴しいスキー場だ。スキー客を沢山誘致するのは冬は暇で困つていた観光会津にとつて大変嬉しいことだ

5、ロープウエーは交通機関の中で最も安全で工費も比較的安く企業としても大変よい。市営にすれば利益は税外収入としての理由で、背あぶりのような理由で期待できる。ロープウエーはいよいよ実現しようとしている。早期実現のため、市民の皆さん、ぜひ御協力下さい。

**住所や世帯に異動があつたら必ず十四日以内に届出をしましょう。**

**住民登録係**

## 秋の文化祭行事

11月1日　午後7時
民謡大会　日本間

2・3・5・6日
華道展　公民館

3日　午前10時
茶道大会　日本間

11月3日　午前10時
おもちや祭　公会堂

〃　午後7時
教会教育表彰式及文化祭

11・12・13日
趣味の切手展　公会堂
市内高校絵画展　公会堂

# 昭和30年度市営住宅申込始まる

この度昭和三十年度市営住宅は別表通り建築されることになり、その入居申込みを次の通り募集致しますから希望者は市役所財務課管財係に申込み下さい。
尚詳細については財務課管財係にお問合せ下さい。

## 簡易耐火ブロック建など六十一戸建つ

**申込受付期間 自十月三十一日 至十一月五日**

申込期間
自十月三十日 至十一月五日 毎日午前九時より午後五時まで
(日曜祭日も含む七日間)

申込資格
1、市内の居住者、若しくは勤務場所を市内に有するもの。
2、入居人員は同居親族が二名以上であること。
3、収入基準
(イ)簡易耐火ブロック二階建及び簡易耐火ブロック平屋六戸建並びに木造一戸建は、毎月世帯主及び同居親族の収入の合計月額から扶養家族一人壹千円を差除した額が壹万六千円以上、及び家賃の十五倍(その額が参万貳千円を超える時は参万貳千円以下であること)
(ロ)木造二戸建はその額が壹万六千円以下家賃の六倍以上であること。
(ハ)簡易耐火ブロック平屋八戸建、小家族向はその額が壹万五千円以下家賃の六倍以上であり、且つ母子家族で三名以内の者であること。但し昭和三十年五月から昭和三十年十月乃至六ケ月間の平均収入月額とし、この月額には臨時給與、恩給、扶助料等の如きは加算しないこと。
4、現に住宅に困窮していることが明かなる者。

注意事項
1、同一人が二つ以上の住宅を申込むことは出来ません。
2、申込者は市(町村)長から昭和二十九年度及昭和三十年度市(町村)民税納付額及びその完納証明書、更に申込書が勤労者の場合は使用上から前記収入月額、収入月額証明書を受け申込書にそれぞれ添付すること。
3、申込の際は「主要食糧購入通帳」を提示されること。
4、生活保護法に基く公の補助を受けている者は、資格がないものとする。
(尚詳細は管財係にお問合せ下さい)

| 種別 | 棟数 | 所在地 | 家賃(概算) | 一戸当坪数 | 戸数 | 入居予定月 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| A 簡易耐火ブロック二階建八戸建 | 二棟 | 栄町本二ノ丁 | 二、六〇〇円 | 十一坪 | 十六戸 | 五月中旬 |
| B 同 平屋六戸建 | 二棟 | 米代四ノ丁 | 二、二〇〇円 | 十二坪 | 十二戸 | 一月中旬 |
| C 同 平屋八戸建 | 一棟 | 南町馬町 | 一、〇〇〇円 | 六坪 | 八戸 | 一月中旬 |
| D 木造一戸建 | | 南町馬町 | 一、九〇〇円 | 十一坪 | 三戸 | 十一月中旬 |
| 同 右 | | 南町花畑 | 一、九〇〇円 | 十一坪 | 七戸 | 十一月中旬 |
| 同 右 | | 中六日町 | 一、九〇〇円 | 十一坪 | 五戸 | 十二月中旬 |
| E 木造二戸建 | 五棟 | 南町馬町 | 一、一〇〇円 | 九坪 | 十戸 | 十一月中旬 |

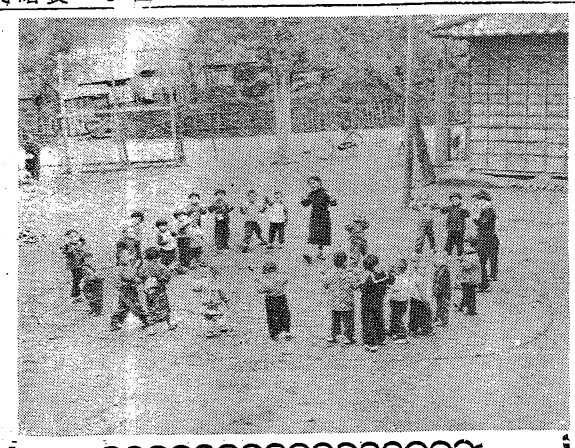

## 臨時託兒所開設 町北

恒例によって、町北地区内の中ノ明と下荒久田の両児童公園に朝は七時から夕方は五時まで臨時の秋季農繁期託兒所が開設され、託兒は勿論のこと区内の人達からも非常に喜ばれている。託兒達は帰宅することもわすれて童謡、遊戯等に無心の暫時をたのしみ、保姆さん達を慕って秋空に高くひびく脱穀の音と共に、電蓄のリズムに合せて楽しい一日を過している。

## 本市國勢調査人口 97.890人

十月一日実施しました国勢調査には、調査員始め市民各位の御協力に依り正確且迅速に遂行出来ました事を厚く御礼申上ます。

この調査の結果当市人口は九七、八九〇人となりましたが、これは後日総理府にて発表する数字とは多少異るかも知れません。

この人口は前回(昭和二十五年十月一日)の国勢調査(旧一市七ケ村の合計数)より四、一三二名も増加し、更に統計係で毎月調査している九月一日現住人口より一、三四一名も増えておりました。

これは今度の調査方法で三ケ月以上の入院患者や学生の下宿人等が夫々その現在地で申告したためであろうと思われます。

尚統計課で募集した国勢調査人口クイズには総数一二八通の応募がありましたが、内六通は日限で無効となりました。正解者はありませんでしたが、次の方々に残念賞を差上げますから後日通知致します葉書を御持参の上市役所統計係までおい出下さい。

芳賀一良、五ノ井公一、小野辰夫、山崎守、遠藤幸弘、伊関豊、渡辺愛子、渡辺重道、渡辺二朗、渡部徳吉

## 直接御連絡下さい

**恩給証書 裁定通知書 の誤記や未着**

恩給証書又は裁定通知書の金額や氏名に誤りがあって受領出来ないときは誤記事項を明かにし、受給者から直接連絡して下さい。なほこの際裁定通知書は送付しないこと。

又恩給局から訂正票の送付を受けた場合には、既に交付された裁定通知書に添えて支給を受けることになっております。

又裁定通知書を受領した後一ケ月以上経ても郵便局から支給通知がないとき、或は局より通知があって裁定通知書がないときは、裁定通知書の記号、番号、年月日、受領吏の氏名を明記し直接次の区分により照会して下さいますようお願い致します。

(イ)公務扶助料について
▼裁定通知書が来ぬとき
東京都千代田区霞ケ関二丁目二番地総理府恩給局総務課事故係宛
▼未拂通知書が来ぬとき
宮城県仙台市仙台地方貯金局宛
(ロ)文官の恩給並びに軍人の普通恩給及び普通扶助料について
東京都台東区浅草蔵前東京地方貯金局蔵前分室宛
(ハ)軍人の傷病恩給及び一時恩給、一時扶助料については
石川県金沢市金沢地方貯金局宛

### 裁定後に於ける異動処理

| 処理事項 | 提出書類 | 提出先 |
|---|---|---|
| 住所の変更 | 住所変更届 | 郵便局 |
| 本籍の移動 | 本籍異動届 | 〃 |
| 支給郵便局変更 | 支給郵便局変更請求書 | 〃 |
| 住所と支給郵便局同時に変更 | 右同 | 〃 |
| 印章の変更 | 印章票 | 〃 |
| 氏名の変更 | 改氏名届 | 〃 |
| 親権者又は後見人の変更 | 親権人(後見人)変更届 | 〃 |
| 権利者の死亡 | 死亡届 | 〃 |
| 失権 | 失権者の届 | 〃 |

各用紙は郵便局にあります

## 市内在住引揚者調査

引揚者相互の福利を図り既得権利に基く中央への打つて一丸とした要望をなすために、市内引揚者連盟では県引揚者連盟の通牒により市内引揚者の実態調査に乗り出したが、これに協力方要望あったので該当者は左記へ届出られる様お知せします。

届出期間 十月三十一日迄
届出先 会津若松市鶴ケ丘二丁目十一棟 引揚者団体連合会会津若松支部長 門田忠方
届出者 引揚者全員を希望しているが普通恩給及び普通扶助料について届出ないものに対しては爾後引揚者団体として取扱う場合の一切から除外せられる

備考 尚届出ないものに対しては爾後引揚者団体として取扱う場合の一切から除外せられる

## 遺家族援護法による遺族の住所移動について

遺族関係書類の整備は勿論ですが、遺家族への連絡などについて支障を期しますから住所を移動されるもの(移動未届であったもの)は福祉事務所へお届け下さるようお願いします。

## 公売公告

十月三十一日午前十一時 旧町北農場事務所 二〇坪
十一月一日午前十時 旧新横町市設住宅第五号 一一坪五合
十一月七日午前十時 大戸町大字高川字大荒俣 立木約二〇〇〇本

右公売致します。詳細は財務課管財係に御問合せ下さい。

## 中小企業者に福音

**年末資金の融資**

秋のおとずれと共に日が短くなり、そろそろ今年の年末のことに心を配らなければならなくなって参りましたが、何よりも先がけて県の信用保証協会では今年も例年通り中小企業者に對し年末資金の融資が次の要領で貸出しが行われます。

御希望の方は商工会議所内〝福島県信用保証協会会津若松支部〟え御申込み下さい。

× × ×

申込期間
十一月十日より十二月十五日まで。

融資の期間
九十日以内

貸付利率及び信用保証料
貸付利率は金融機関所定の利率とする。
信用保証料は日歩八厘とする。

貸出金額
申込人一人について五十万円以内とする。

尚詳細については申込所にお問合せ下さい。

## 市民ハイキング

## 大川の紅葉を訪ねて

バスを降りるとすぐ山路にかゝる。穂芒の間のゆるやかな勾配を縫いながら歩いて行くうちに誰からともなしに歌が湧いて来る。

うすくれないの紅葉を背にしてほっと一息つくときはるか眼下には苔色の大川が悠々と帯状に流れているのはさすがに県立公園の名を恥かしめない偉観である。穂芒の間のゆるやかな勾配を縫いながら歩いて行くうちに誰からともなしに歌が湧いて来る。

南会津の山々より会津盆地え流れ込むこのあたりからおもむろに蛇行しかけるこの川は、やがては黄金の稲穂をうるほす銀の帯となって会津盆地を縦行するのだと思うとき、その深い水のあをさにこの川のもつ価値は実に広汎であり、只見川と相俟って会津地方の至宝と賞すべきであろう。

この絶景に誰しもがうたれ、そして驚嘆したと云うことは、壹食後行われた俳句大会に於ての初めて俳句を作られた方々による数々の秀句が見事にこれを立証していると云っても過言ではあるまい。

この度のハイキングは単に多数の参加者を得たと云うことのみならず、こんな意味でも有意義であった事は参会者の誰しもが認めたことであろう。

## 第一回農業共進会

**来月勤労感謝の日に**

一ケ年間心をこめてつくりあげた優秀農産物と家畜の共進会が、来る十一月二十二、三の両日市主催で華々しく開催されることになった。特に本年は市村合併第一年目の共進会でもあり、豊穣の年に際会して勤労感謝の日に開催されることは非常に意義がある。

消費者の皆さんが当日の即売を鶴首して待っておりますから、農家の皆さんは優秀な農産物を多数出品されるようお勧め致します。

出品其他についての詳細は農政課又は各支所に問合せて下さい。

尚会場は、農産物品評会は若松商業高等学校、畜産共進会は一箕町競馬場です。

### 十一月十五日まで延期

本年産米の予約賣渡申込は去る八月三十一日で予定数量を超過したが、その後全国的豊作が期待されたので十一月十五日迄期限を延長された。よって十一月十五日迄申込みした者に對しては買入概算拂は行わないが、石当り一〇〇円の加算金と減税措置は当初賣渡申込と同様取扱われる。

## 紅葉の沼澤沼え

期日 11月3日
人員 50名
申込期間 10月31日より

**市民ハイキング**

初めての方だけによる俳句大会を開催致します
入賞3名、佳作5名の方々には賞品をさしあげます

主催 会津若松市教育委員会事務局